

## 佐賀県告示第 446 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条第 1 項の規定による医療扶助のための施術を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 55 条第 1 項の規定により同法による医療支援給付のための施術を担当させる機関として、次のとおり指定した。

令和 3 年 12 月 10 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

氏名及び施術所の名称	所在地	指定年月日
山口 陽子（さくら整骨院プレスボ鳥栖院）	鳥栖市本鳥栖町 537-1	令和 3 年 4 月 8 日
片渕 弘章（堺整骨院武雄院）	武雄市朝日町大字甘久 1310-1	令和 3 年 5 月 11 日
北川 正博（堺整骨院武雄院）	武雄市朝日町大字甘久 1310-1	〃
中村 正夫（からだ整骨院・からだ工房高木瀬店）	佐賀市高木瀬町大字東高木 251-6	〃
末武 真生（からだ整骨院・からだ工房高木瀬店）	佐賀市高木瀬町大字東高木 251-6	〃
高木 優奈（からだ整骨院・からだ工房高木瀬店）	佐賀市高木瀬町大字東高木 251-6	〃